

○大船渡市総合計画審議会条例

昭和50年3月17日

条例第13号

(設置)

第1条 大船渡市総合計画について調査審議するため、市長の諮問機関として大船渡市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員20人以内をもつて組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験者
- (2) 民間団体の代表者
- (3) その他必要と認められる者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員が委嘱されたときの要件を欠くに至ったときは、委員の職を失う。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、市長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第6条 審議会に、部会を置くことができる。

2 部会は、会長の指名する委員をもつて組織する。

(協力の要求等)

第7条 審議会は、必要があるときは、関係者に対し資料の提出、意見の聴取、説明その他の協力を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、企画政策部において処理する。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月12日条例第2号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月15日条例第1号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月18日条例第14号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月22日条例第2号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年9月25日条例第28号）

この条例は、平成24年10月1日から施行する。